横浜市情報公開·個人情報保護審査会答申 (答申第453号)

平成18年5月19日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に 基づく諮問について(答申)

平成17年12月7日旭土第10600号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「道水路境界復元について(平成14年度道旭土第252号)」の一部開示決定並びに「調査により作成された全域の実測図」、「中希望が丘〇・〇と〇/〇・〇/〇・〇/〇・〇と〇各実測面積と計算の明細、〇・〇暫定面積と計算の明細」、「処理内容の明細がわかる文書」、「〇・〇角切部分の数枚の青写真」及び「測定方法と説明文」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

1 審査会の結論

横浜市長が、「道水路境界復元について(平成 14 年度道旭土第 252 号)」を一部開示とした決定並びに「調査により作成された全域の実測図」、「中希望が丘〇 - 〇と〇 / 〇 - 〇/〇 - 〇と〇各実測面積と計算の明細、〇 - ○暫定面積と計算の明細」、「処理内容の明細がわかる文書、〇 - ○角切部分の数枚の青写真」及び「測定方法と説明文」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「H14.11.7旭区中希望が丘○-○と接する道水路等境界 調査に関する資料①調査申請区域を示す図面②業者側が作成した全図面(参考図を含 む) ③測量成果品一式④境界調査図⑤調査により作成された全域の実測図⑥中希望が丘 ○ - ○と○/○ - ○/○ - ○/○ - ○と○各実測面積と計算の明細○ - ○暫定面積と計 算の明細⑦旭土木事務所が作成した全文書及び全図面(処理内容の明細がわかる文書、 ○ - ○角切部分の数枚の青写真を含む) ⑧官民境界復元に使った公図と測定方法と説明 文9全承諾書(個人名を伏して提出して下さい。)」の開示請求(以下「本件請求」と いう。)に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が、平成17年8月19日及び平 成17年9月8日付で行った「道水路境界復元について(平成14年度道旭土第252 号)」(以下「本件申立文書1」という。)の一部開示決定(以下「本件処分1」と いう。)並びに「調査により作成された全域の実測図」(以下「実測図」とい う。)、「中希望が丘〇-〇と〇/〇-〇/〇-〇/〇-〇と〇各実測面積と計算 の明細、○ - ○暫定面積と計算の明細」(以下「面積計算明細」という。)、「処 理内容の明細がわかる文書」(以下「処理内容説明文」という。)、「○ - ○角切 部分の数枚の青写真」(以下「〇 - 〇境界調査図」という。)及び「測定方法と説 明文」(以下「測定方法説明文」という。実測図、面積計算明細、処理内容説明文、 ○ - ○境界調査図及び測定方法説明を総称して、以下「本件申立文書2」という。 また、本件申立文書1及び本件申立文書2を総称して「本件申立文書」という。) の非開示決定(以下「本件処分2」という。本件処分1及び本件処分2を総称して、 以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

本件申立文書1については横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第2号に該当するため、一部を非開示としたものであり、また、本件申立文書2については条例第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件申立文書1に記録された情報のうち、次に掲げる情報は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報であることから条例第7条第2項第2号に該当し非開示とした。なお、いずれの情報についても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報ではなく、同号ただし書イに該当しない。
 - ア 起案鑑(法456)及び境界点間精度管理表(法480)のうち個人の氏名
 - イ 承諾書(法457から法462まで)及び道水路等境界調査申請書鑑(法464)のうち 個人の氏名、住所、土地の所在及び個人印の印影
 - ウ 隣接地の所有者の立会同意届出書(法467から法471まで)のうち個人の氏名、 住所、土地の所在、個人印の印影及び電話番号
- (2) 本件申立文書2のうち、実測図、面積計算明細及び〇 ○境界調査図は、作成又は取得しておらず保有していない。道水路等境界復元は、官民の境界を確定することが目的で、公図、国土調査の成果による座標値(X軸、Y軸で表示)を使用して、道水路の辺長等距離を算出し、現地の境界標を設置後、道水路等境界復元図(以下「境界調査図」という。)を作成する。このため、道水路等境界復元においては、民地の面積を算出する必要はなく、実測図及び〇 ○境界調査図を作成しないことから非開示とした。

処理内容説明文及び測定方法説明文は、作成又は取得しておらず保有していない。 道水路等境界復元において作成する文書は、道水路等境界調査業務の手引き(平成 14年4月1日横浜市道路局道路調査課編)により、起案鑑、承諾書、境界調査図、 申請書一式、測量成果リスト、基準点網図、境界点番号図等があるが、処理内容説 明文及び測定方法説明文は作成していないことから非開示とした。

平成16年9月に旭区役所で旭土木事務所(道路局旭土木事務所。現在の旭区旭土木事務所。以下「旭土木事務所」という。)の職員と面談した時、当職員が計算簿及び〇-〇境界調査図を所有していたと異議申立人(以下「申立人」という。)は主張するが、所有していたものは、国土調査の成果による座標リスト(平成14年度

道旭土第252号の法473から法475)と、青色で印刷(青焼き)されている本件請求に係る道水路等境界復元の境界調査図(以下「本件境界調査図」という。)の写しである。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する 意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取消し、本件請求において請求した行政文書全部の全開示決定を求める。
- (2) 隣接土地所有者の面積計算をした事実は周知の事実である。平成 16 年9月旭区役所で担当者2人に会った時、担当者の1人は申立人の目の前で計算簿を開けていた。地籍測量を目的とした境界調査が行われたにもかかわらず、実測図と面積計算が存在しないという理由は理論上成立しない。〇 〇境界調査図も担当者は保有していた。既にファイルされていた。

処理内容説明文及び測定方法説明文が存在しないと主張するが、保有していなければ旭土木事務所は作成し、提出すべきである。隣接土地所有者にどこからどこまでどのように調査したか何の説明もしなかった。隣接土地所有者の立会いなく勝手に委託業者と担当者とで官民境界標を設置した責任上、当然の義務である。

(3) 平成 17 年8月5日に開示請求した行政文書は、9つであるのに、参考図と本件申立文書1の2つの行政文書が開示請求されたこととして旭土第 86 号で一括に処理した。申立人は、本件申立文書1を開示請求したのではない。本件申立文書1が開示請求の対象になるとしても、一括して処理することは、非開示とする部分の概要は各文書ごとに異なるので不適当である。

個人の氏名等の個人情報が含まれていない文書は全部開示し、含まれている文書は 一部開示の決定をしているが、本件申立文書1には個人名を含まない文書もあり主張 に正当性がない。

一括して決定された文書のリストには非開示の文書や開示文書も含まれるため、決定の誤りである。平成17年6月13日付旭土木事務所からの手紙では境界調査図はすべて開示すると記載されているが、開示決定されず、一部開示決定の中に入れている。承諾書は、一部開示決定通知書の非開示とする部分の概要の記載からすると白紙になり、非開示となるが、非開示決定されていない。同リストの中に旭土木事務所が作成した区域線図が含まれていない。

- (4) 道水路等境界調査に関する情報は、調査区域内の各土地所有者の権利関係を明確にするため必要不可欠な情報であり、全情報開示なしに協議することができないため、条例第7条第2項第2号ただし書イに規定される公にすることが必要であると認められる情報に該当し開示となると解釈される。この解釈に対し、弁護士から1つの主張となりうるという見解が示されている。平成17年8月11日にこの見解を旭土木事務所にFAXで送った。同事務所は8月11日のFAXの内容を開示決定に加味したと言ったが、何ら加味されていない。
- (5) 実施機関は参考図を全部開示したものとして異議申立ての対象外としているが、情報公開請求項目の業者側が作成した全図面の中に含まれ、図面作成者名が記載されていることから一部開示決定の文書であり、異議申立ての対象範囲である。実施機関は参考図には個人名の記載がないので全部開示したと主張しているが、どの図面にも図面の作成者名、作成年月日が記載されている。意図的に個人名等を伏せて、他の図面、文書と区別して開示しようとしている。したがって、全部開示の決定は誤りであり、一部開示の行政文書になり、異議申立ての対象になる。現在に至るまで、再三再四、参考図の完全コピーの提出を求めてきたが、半分の部分しか提出されていない。全部開示できる図面であれば、もう既に送付されているはずの図面である。なお、参考図について作成名義人、作成年月日等について何度も問い合わせをしたが、満足のいく回答を得られない。問い合わせしたFAXも受け取っていないという無責任な返事があった。
- (6) 処分理由説明書には、道水路等境界復元についての起案鑑の文書中の個人の氏名の部分について非開示としたと記載されているが、当地は昭和51年に国土調査が行われ、国土調査の成果は関係土地所有者に全開示されている。道水路等境界復元についても調査に関して全情報を公開されるべきである。起案鑑に記載された個人名を識別できたとしても何ら問題は生じないと判断される。
- (7) 境界点間精度管理表が正確に作成された文書であるならば作成者の氏名は公開されるべきである。プロがした仕事として当然公開されるべきである。実施機関が作成したのであれば当然作成者の氏名は公開されるべきである。
- (8) 実施機関は、条例第7条第2項第2号該当性を理由にして承諾書から個人の氏名、 住所、土地の所在、個人印の印影及び電話番号を非開示として一部開示決定をしたが、 承諾書から非開示とした部分を除くと何も記載される事項はなくなり全部非開示とな り、一部開示決定は誤りになる。

- (9) 隣接地の所有者の立会同意届出書について、特定の個人を識別できる情報であることを理由として非開示としているが、仮に識別できたとしても何ら不都合は生じない。近隣の住民及び土地所有者であれば誰が誰に立会いを求め、誰が立会いに同意したか等ということは、容易にわかることである。何ら秘密にする事柄ではない。非開示としても意味がない。立会日以前から、既に立ち会うことができないことがわかっている状況であっても、現行規則上、立会いの意思の確認として立会同意届出書を提出させられている。道水路等境界調査業務の手引きによれば、境界調査を自費でやる場合は、立会同意届出書が提出されなくても、隣接土地所有者に立会通知を出すことができると規定されている。立会同意届出書は全く形式的文書であると解釈される。
- (10) 実施機関は、条例第7条第2項第2号ただし書イに該当しないと主張しているが、 道水路等境界調査は、関係土地所有者間の権利関係を明確にする必要があり、調査区 域の土地所有者全員の財産に関する重要な調査であるため、境界調査に関する全情報 は全部開示されるべきであり、同号ただし書イに該当し非開示から除外されて開示と なると解釈される。この見解について弁護士からも同意を得ている。
- (11) 実施機関は、処分理由説明書に、道水路等境界復元においては、民地の面積を算出する必要はなく・・・と記載しているが、民地の登記された面積は国土調査の成果に基づいて決定された。したがって、道水路等境界復元においても民地の面積は国土調査の成果が復元されなければならず、民地が正確に復元できたかが重要であり、正確に復元されれば、道水路等境界も正確に復元されると解釈される。
- (12) 本件請求に係る道水路等境界復元は、地積調査を目的として行われた。隣接する土地を実測し、各隣接地の面積を計算した事実は変えることができない。仮に訴訟が提起されても、証拠を提出することができる。不都合な事実を隠すため、請求した行政文書を保持しないとして非開示の決定をしたと推測される。平成15年2月、土木に詳しい知人と共に担当者と面談した時にも、担当者は調査が行われた隣接地の土地の面積はあるからと言った。平成16年9月に旭区役所で旭土木事務所の職員が所持していた文書は、国土調査の成果による座標リストと青色で印刷されている境界調査図の写しであって、面積計算簿及び○・○境界調査図は所有していなかったと、処分理由説明書に記載されているが、真実性に欠ける。申立人の目の前で担当者2人が開けていた文書は座標リストではない。56.8・・・という数字に赤線が引かれていたが、51年国土調査の成果による座標リストの中に該当する数字はない。担当者は、○・○の土地を調査もしていないと偽りの主張をするが全くの虚偽の主張である。○・○

の向かい側の〇-〇の土地所有者と四角の立ち会った時の図面を持っているか聞いた時、申立人の目の前で担当者は所持していた図面を全部調べて「持っていない」と言った。その時、〇 - 〇境界調査図が数枚ファイルされていた。処分理由説明書に、青色で印刷(青焼き)されている本件境界調査図の写しを所持していたと記載しているが、〇 - 〇境界調査図であり、〇 - 〇の土地を調査したことになる。平成15年2月に〇 - 〇の土地の角切部分を調査したと担当者は言った事実からも、申立人に何の説明もなく、勝手に、図面を作成したと推測される。担当者2人は、当該調査で〇 - 〇は調査していない、〇 - 〇境界調査図も作っていないと矛盾した主張をしている。当該調査において、不正で悪質な調査が行われた。真実を知るため、全情報の開示が必要である。

- (13) 申立人は、業者側が作成した全図面及び旭土木事務所が作成した全文書と全図面の情報公開を請求したが、一部開示とした文書の中に含まれていない文書もある。処理内容説明文及び測定方法説明文を所持していなければ、作成して提出すべきである。
- (14) 本件請求に係る道水路等境界復元では、昭和51年の国土調査時に申立人の家族が 立ち会った境界点について申立人は立会いを要請されなかった。それにもかかわらず、 官民の境界が設定されてしまい、図面もできている。ほかの場所でも本件と同じよう な道水路等境界調査が行われて、このように国土調査の結果を覆し、測量誤差を武器 にして自分たちに都合のいいように査定して図面を作成し永久保存していると思われ る。多くの人が絡んでいる土地であるので、本件請求に係る道水路等境界復元を誤っ た横浜市がもう一度調査を行うべきであると考えるが、何度要求しても実施しない。 旭土木事務所は、間違った道水路等境界復元をしていないという認識であるのなら、 それを立証する情報を開示してほしい。承諾書は関係土地所有者が集合していっしょ に押印した。登記所に行けば誰の土地でもその情報を得ることができるのだから、プ ライバシー保護の対象にはならないものである。立会いも承諾もしていないのに、偽 造の承諾書が作成されている可能性もあり、承諾した覚えがないのに承諾したと後日 言われ、調べなくてはならないと考えた。申立人は、請求した文書に記録されている 情報すべてを見たいので、一部開示決定された文書については見ていない。国土調査 の結果を覆すような道水路等境界調査が行われていることは、制度に根本的な誤りが あると考える。

5 審査会の判断

(1) 道水路等境界復元に係る事業について

横浜市は、横浜市が管理する道路、水路及び堤とう敷等(以下「道水路等」という。)とこれらに接する土地との境界を明らかにするために、横浜市道水路等の境界調査に関する規則(昭和54年5月横浜市規則第35号)に基づき、道水路等境界調査を実施している。道水路等に接する土地を所有する者が道水路等境界調査を必要とするときは、その者からの申請によって、関係土地所有者と横浜市が立会協議し、この立会協議の成立により境界を決定している。

境界が既に確定している場合に関係土地所有者と立会いの上、資料等に基づき、 その境界を確認することを道水路等境界復元という。

本件請求に係る道水路等境界復元については、平成 14 年 11 月 7 日に道水路等境 界調査申請書が提出され、平成 14 年 12 月 3 日に立会協議を行い、平成 15 年 3 月 11 日に境界を確認している。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、旭区中希望が丘において平成14年11月7日から平成15年3月11日にかけて実施された道水路等境界復元(以下「本件境界復元」という。)に関する資料である。

- ア 本件申立文書1は、本件境界復元に係る決裁文書であり、起案表紙、起案本文、承諾書、境界調査図、道水路等境界調査申請書、公図写、隣接地の所有者の立会同意届出書、国調成果、座標リスト、多角点計算書、多角点網図、境界点座標リスト及び境界点計算書、境界点番号図、境界点間距離精度管理表並びに境界調査図(案)の文書から構成されている。
- イ 本件申立文書 2 は、不存在のため非開示決定とされたものであり、本件境界復元 の資料として作成又は取得しているはずであると申立人が主張するところの実測図、 面積計算明細、処理内容説明文、○ - ○境界調査図及び測定方法説明文の 5 件 の文書である。
- ウ なお、本件請求においては、異議申立ての対象である本件申立文書1及び本件申立文書2のほかに、本件境界復元の参考図が平成17年8月19日付けで全部開示の決定をされていることが認められる。
- (3) 本件申立文書1について
 - ア 条例第7条第2項第2号の該当性について
 - (ア) 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別

することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別 することができることとなるものを含む。)」については開示しないことが できると規定している。

また、本号ただし書イでは、本号本文に該当する個人に関する情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、開示しないことができる情報から除くと規定している。

(イ) 実施機関は、本件申立文書1に記録されている個人の氏名、住所、土地の所在、個人印の印影及び電話番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当し、また、これらの情報は人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報ではなく、本号ただし書イに該当しないため非開示としたと主張している。

これに対し、申立人は、道水路等境界調査は調査区域内の土地所有者全員の財産に関する重要な調査であるため、調査に関する情報は本号ただし書イに該当し、開示されるべきであると主張しているので、以下検討する。

(ウ) 起案本文に記録されている申請人氏名、立会人氏名及びその他の者の氏名、承諾書に記録されている承諾者の住所、氏名及び個人印の印影、道水路等境界調査申請書に記録されている申請者の住所及び氏名、隣接地の所有者の立会同意届出書に記録されている届出者の住所及び氏名並びに同意者の住所、郵便番号、電話番号、氏名及び個人印の印影並びに境界点間距離精度管理表に記録されている観測者氏名及び手簿者氏名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

また、承諾書及び隣接地の所有者の立会同意届出書に記録されている土地の所在(区名・町名・地番)については、開示すると土地登記簿等に記録されている情報等と照合することにより、土地の所有者、承諾者、申請者、立会者等の氏名及び住所が容易に推測され、その結果、本件境界復元に当たって、承諾の意思を表明した者の氏名等が明らかとなり、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

申立人は、本号ただし書イの該当性を主張するが、上記において本号本文

に該当すると判断した情報は、公にすることにより保護される人の生命、健康、生活又は財産の権利利益が公にしないことにより保護される個人の権利利益を上回るものとは言えず、ただし書イには該当しない。また、本号ただし書ア及びウの規定にも該当しない。

イ なお、申立人は、本件申立文書1を請求したのではなく、9件の行政文書を開示請求したのであり、本件申立文書1が本件請求の対象となるとしても、その中には非開示の文書及び全部開示の文書があるため、一括して一部開示決定としたことは不適当であると主張しているが、本件申立文書1を構成している文書はそれぞれが別個に存在しているものではなく、本件申立文書1として編綴された状態で存在することが認められるため、実施機関が本件申立文書1全体を対象として一部開示決定したことは、特段不合理であるとは言えない。

(4) 本件申立文書2の不存在について

実施機関は、本件申立文書2については作成又は取得しておらず保有していないと 主張しているため、当審査会は、本件申立文書2の各文書ごとに、その妥当性につい て判断することとする。

ア 実施機関は、道水路等境界復元は官民の境界を確定することが目的であって、 民地の面積を算出する必要はないため実測図及び面積計算明細は作成していな いと主張している。

これに対し、申立人は、本件境界復元は地積調査を目的としているから各隣接地の実測図等は存在するはずであると主張している。

横浜市道水路等の境界調査に関する規則第2条第1号には、境界調査とは「境界明示又は境界復元により道水路等と当該道水路等に隣接する土地との境界を明らかにすることをいう。」と規定され、同条第3号には、境界復元とは「道水路等と当該道水路等に隣接する土地との境界が既に確定している場合に、申請者と立会いの上、資料図に基づきその境界を確認することをいう。」と規定されていることから、道水路等境界復元の目的は、境界を明らかにするために境界を確認することであり、その目的を達成するためには民地の面積の算出は必要ないと考えられるため、実測図及び面積計算明細を作成していないという実施機関の主張は特段不合理であるとは言えない。

イ 実施機関は、処理内容説明文及び測定方法説明文については、作成又は取得 しておらず保有していないと主張している。 申立人が請求しているものは、本件境界復元についての処理内容等がわかる 文書である。道水路等境界復元の処理手続については、横浜市道水路等の境界 調査に関する規則及び道水路等境界調査業務の手引きに記載されている。通常、 一般的な処理手続が手引き等に規定されていれば、個々の事例は、その手続に 則って処理すればよく、事例ごとに処理内容等を記録した文書を作成すること は考えにくい。当審査会は、念のために実施機関に対し、その存在を調査させ たが、存在を確認することはできず、また、作成されたことをうかがわせる事 情も確認できなかった。このため、本件境界復元についての処理内容説明文及 び測定方法説明文を作成又は取得しておらず保有していないという実施機関の 主張は特段不合理であるとは言えないと判断した。

また、申立人は、処理内容説明文及び測定方法説明文を保有していなければ、 実施機関は作成し、提出すべきであると主張しているが、情報公開制度は、実 施機関が開示請求された文書を保有していない場合において、開示のためにそ の文書の作成を義務づけるものではない。

ウ 実施機関は、○ - ○境界調査図については、作成又は取得していないとしており、 平成16年9月に担当者が○ - ○境界調査図を所持していたという申立人の主張に対 しては、所持していたものは本件境界調査図の青焼きであると主張している。

当審査会が申立人に一部開示されている本件申立文書1の起案本文を見分したところ、「・・・〇‐〇と〇‐〇の民民境界について・・・道路の境界としても不調とします。」との記録があることを確認した。さらに、申立人に開示されているところの本件境界調査図を見分したところ、〇‐〇の土地の道水路等境界は描かれていないことが認められた。

横浜市道水路等の境界調査に関する規則第6条第1項には、「市長は、・・・境界復元をしたときは、・・・境界標を設置するものとする。」と規定され、また、同規則第7条第1項には、「市長は、・・・設置した境界標に基づき、実測して境界調査図を作成するものとする。」と規定されている。このように境界調査図は境界復元が行われたときに作成されるものであるから、境界復元されなかった〇・〇の土地の道水路等境界についての境界調査図が作成されているとは考えられない。したがって、〇・〇境界調査図は作成又は取得しておらず保有していないという実施機関の主張に特段不合理な点は認められないと判断した。

(5) 申立人のその他の主張について

申立人は、半分しか提供されていないため参考図は一部開示の文書であると主張するが、参考図は本件請求において申立人に全部開示されていることが認められた。

申立人は、その他本件境界復元の手続等について縷々主張するが、いずれも当審査 会の結論を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書1を条例第7条第2項第2号に該当する として一部開示とした決定及び本件申立文書2を存在しないとして非開示とした決定 は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《参考》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審査の経過
平成 17 年 11 月 24 日	・第三部会で審議する旨決定
平成 17 年 12 月 7 日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成 17 年 12 月 7 日 (第 75 回第一部会) 平成 17 年 12 月 16 日 (第 16 回第三部会) 平成 18 年 1 月 13 日 (第 77 回第二部会)	・諮問の報告
平成 18 年 1 月 16 日	・異議申立人から意見書を受理
平成 18 年 2 月 3 日 (第 18 回第三部会)	審議
平成 18 年 2 月 17 日 (第 19 回第三部会)	・異議申立人の意見陳述・審議
平成 18 年 3 月 3 日 (第 20 回第三部会)	•審議
平成 18 年 4 月 21 日 (第 21 回第三部会)	· 審議